

<表3> 宮崎市公害防止条例に基づく規制対象施設(騒音発生施設)

施設の種類		規模・要件等	
1	金属加工機械	イ. せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW未満のもの。
		ロ. 直線機	原動機の定格出力が0.75 kW以上のもの。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が0.75 kW以上7.5 kW未満のもの。	
3	木材加工機械	イ. 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW未満のもの。
		ロ. 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW未満のもの。
		ハ. かな盤	原動機の定格出力が2.25 kW未満のもの。
4	冷却塔	原動機の定格出力が0.75 kW以上のもの。	
5	冷凍機械	イ. アンモニアガス圧縮機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。
		ロ. フレオンガス圧縮機	原動機の定格出力が1.5 kW以上のもの。
6	石材引割機	原動機の定格出力が1.5 kW以上のもの。	
7	ドラムかん洗浄用機械及び加工機械		
8	コンクリート機械	イ. コンクリートブロックマシン	
		ロ. コンクリート振動機	
		ハ. コンクリートミキサー	
9	穀物用機械	イ. 製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5 kW未満のもの。
		ロ. 精米麦機	原動機を用いるもの。
10	瓶洗浄機械		
11	瓶詰機械		
12	自動繰糸機(蚕業機械)		
13	副蚕機(蚕業機械)		
14	製箱機械	原動機を用いるもの。	
15	段ボール製造機械	原動機を用いるもの。	
16	機械式集じん機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。	